

瀨古清菴

野島

和
展
四
訂

中
里
七
五
郎

麥田誠實

功
和
節

費井作

和
豐
土
平

高橋亭

園
村
刺

協
議
會
結
果
報
告

記

二六・二二

町会助議会

午後二時より

於役場会議室

出席議員

別紙の通り

一役場側出席者

町長 總務課長

高水書記

上野書記補

一協議事項

1. 第三小学校建設工事金貸付金返済の件

2. 田村福一 野島毎 高橋三郎 各議員辞表提出に関する件他

3. 野島毎議員に対する病氣見舞いの件

第三小学校工事貸付金返済の件

議長 助議会を開く旨を告げる

、 本日の議事は先般(十月二日)町市計画委員会后、助議会の席で町建設の
工事金に対する処置は再度協議する必要があること改めて協議する旨を伝へて
おいたので本日の会議を開く

東京者西多鷹君所生四名也

東京者西多鷹君所生四名也

東京者西多鷹君所生四名也

東京者西多鷹君所生四名也

東京者西多鷹君所生四名也

東京者西多鷹君所生四名也

東京者西多鷹君所生四名也

東京者西多鷹君和生四名也

東京者西多鷹君所生四名也

東京者西多鷹君所生四名也

東京者西多鷹君所生四名也

東京者西多鷹君所生四名也

東京者西多鷹君所生四名也

東京者西多鷹君所生四名也

東京者西多鷹君所生四名也

東京者西多鷹君和生四名也

東京者西多鷹君所生四名也

お尾 雙方の誠意で協議したら一致するのではなうか

町長 本人にまで頂いて相談するか、その前に話とまとめた方がよいか

船業 業者を相手とする相談であるので、やりくりが、何、等々の結論をあるよ

くつはふらふら、要するに田村組に決意がよい

本人を呼び出す前に議会の一定線も考へおくべきだ、成るべく強制執行

せず、何、等々の方法により并済させるべきであるが、田村組には如何

なる腹案ありや

田村 今迄田村建設は約束を果せようとして保障として土地の担保とどうて

あるの、結論として強制執行が当然と思ふが、本人の来る前に

高橋議員の説くことも求む

高橋 議会议人として交渉の任に當り、親密な個人的なつながりのある私

としては立場が非常に苦しいが、田村氏の言によれば、一応主産官

理(三人の監督による)として以上組が四百以上の赤字と云うことは承知し

てゐると思ふので、返済は来年一ぱい位延して呉れるものやうで

は、すいかと云うやうな考へともつてゐる。又平形による返済も考へて

ゐる様である。

ア、

井村 田村、野島諸氏の苦勞は判る。組も学校建築には努力した

最後に融資のことで問題と起———しまった、實際に組には金がこの

いので無理にとりな骨が折れるのであるが、五、六々にも涙も人情の

ためであるかう、分割返済でもよいではなうか

森 落札したから組にも町にも責任がある、学校の建築には田村組も非常に

苦心してゐた、そこで謝礼として半分位はやつてもよいのではなうか

井上 午会議で百五十万円と交付する案も出たが結局百万円に決定した随つて

残り五十万円と此の際に———でもよいではなうか

森 とき、に百万円と報償として出したので既に組とは解決したと思ふので

こゝで怪々しく後の百万円を扱———やむやにするには余論の許さ

い 議金人としての責任があるのではつきりと決めた方がよい

井村 だとえ延期されても何等かの方法により返済すべきこと

言橋 今迄の話しかうするとなせ支拂の任にあたる前にその話をしなかつたか

今になつてどう云う話しかおたのぢは吾々が一番馬鹿を見たことはある

本村 今迄議会の話はうやむやなところが多かつた今度又うやむやにすることは

議員としての威信を失遂する個人としては、愚か難が所民の代表として

簡単には處理できない

町長 税金の強制執行してゐる様子は状態をこの面でも考慮するはうわれ

たい

船不 遂次返済と云う方法は不可能と思ふ

井村 十二月は組でも色々支出も多いと思はれるので来春になつてから返済し

てもらつてはどうか

町長 前に役場に關係してゐた人が用村組はもうかつたのではなかつたかと云つて来た

であるから決定に於ても慎重を期してもらいたい 其税面に於ても現在三十四

no. 4

度還納税金に対し強制執行も行つており九分通り終つており三つた面
も考慮して頂きたい

橋本 議会の信威にかけても決定方針を堅持してもらいたい

井村 議長は意見に対し採決の方法をとつてもらいたい

議長 各議員の充分な意見を聞いて決定したい一応ここで休憩する

十分間休憩 (三時四十分再開)

議長 再会を宣言

村尾 先程意見があつたが五万円圓を組にやると云う意見は取消し願いたい

本村 私先程の意見は取消す

村尾 町民の意見が沸とうしてゐるので返してもらうかその方法としては井村案

に賛成する

井上 先程の発言の際私は五万円をまけると云う事ではなく簡単に小委員の時の空

気を伝つたのである

栗田 町民の著成したと云う安堵の気持ち既に後始末はどうかと云う風に變りつゝ

あるこの際、うやむやにすることは出来ないので、その旨の協議会であるから、この結論を出さねばならぬ。遂に返済の方式とするが、断乎強制執行すべからぬ。二つに一つを決定すべきである。議長より一人多の意見を聞いて決定を下さる様ふ願ひする。

町長 先程の井村議員の管理云々と言う事は所として金と貸したのてその責任上、管理をしたのであつて生産管理では無い。

田村 温情、すぐめで行くのはよくない。十月中に五万円、十一月中に五万円、返済さすべからぬ。年度内に解決すべきである。

議長 年内に出来なければ強硬手段をとるべきか。

田村 盛 そうでなく交渉すればなんとかなると思う。

田村 田村議員も今迄あれ、文努力したのであるから、本年中に五万円、三月末迄に五万円と返済させたらどうか。

井上 強硬手段によらなければ駄目だと思ふ。

井上 交渉にあつた議員にも何か案があることと思ふ。かうその人達の意見と聞きたい。

no. 5

田村 先月末の議会、五万円なりければ引渡しが出来ない。土地の提供を求めて貸したのであるが、一ヶ月後の今日、事態は非常に悪化してゐる。責任は感じてゐるが、田村組の現況では年内に五万円の返済は困難である。

私としてはどうするか、結論が出来ない。

村長 五万円を今月中に入れてもらつて出来なければ担保物件を処分してもいい。

町長 担保物件も既に処分してもいいもの、と解する。

田村 現任居住してゐるうで競賣は出来ぬ。

田村 田村組さんふことはなぬと思ふ。

町長 私としてはかう三人にはお願いすることが出来ぬ。

田村 各自が責任を以て立替えても返済すると言う、文の覺悟を以て結論を出さしめて頂きたい。

は皆んるの過情は三者と苦しい立場にすることによる

五〇万の融資は一五〇坪の土地に代償としてのことである。その土地もない。云うのでは最早も余地がない強硬手段をとるべきである。

石川武十月中に五〇万圓を返済させ十二月までに残りの五〇万圓を返済させておくれ。い時は来春早々に強制処分をすればどうか。

鮎沢 強制処分として取り扱はなうかと思ふ。

橋本、こゝまで来たと言う事は最早最後の方法より仕方ない。

井村 組の内容についてる協議員の見解を求め。

高橋、九分九厘返済済は出来まいと思ふ。私も田村福議員も投げだしてゐる。

田村組は担保物件として処分して返済する意志はない。

町長、既に所場は田村組で手をつけろ。

井上、議員の意見は強制処分の方に向つてゐる。その線に立つて結論を出したい。

番 石川議員の提案と採用したい。

村尾 賛成する。

110.6

さう高橋、議会の議決があれば止むと得る。

議長 田村誠太郎氏の発言としてもらつても思ふがある。

町長、結論として十月中に五〇万圓十二月中に五〇万圓を返済させておくれ。

小坂、来春返済処分とすべきと思ふが手形が出来るか。

表田、手形でも町長が現金化することか融資と思へばいい。

議長、議決の通知は文書が口頭によるか。

田村福、一応口頭にするか。文書でやるべきか。

議長、十月中に五〇万圓十二月中に五〇万圓の返済を求めおくれ。場合は一月中旬に

強制処分とするか。文書(取違ひ)により田村組社長宛に通知する。

秘書課長、通知文書と朗讀

町長では昨今の議決に基づいて田村組へ通知するに任せる。

田村福一 野島 高橋三郎 各議員 辞表提出に因する件也

議長 西多新田の人物誌と作るの字集入の字以外で一人に付一〇〇円の費用
で申込を受けらる。市役所は全議員 村は議長 副議長程まで
約一〇〇人とのせる予定である。尚前納七〇〇円 出来上つて三百円を支拂うこと
にまつてゐる。

町長 カミ学校校開校式は十一月二十八日の予定である

お屋 旅行の問題は

議長 田村組との問題の解決後どうと思ふ。

唯今高橋三 野島 田村 組 議員の辞表が提出されたが如何にするや

議長 辞職願を朗読

船木 三名は精神的肉体的な努力を頂つた完成に到り後始末の問題で

相手方の不誠意によつて物議をかもした。三人の努力に対し此処で

辞取云々は問題とすべきではなう

多摩郡議員
全員 同意

町長 三人が所長の仕る一とお手伝いしてこつたことにすり辞取すると云う

なら私自身何等かの処置をして頂かなくてはならぬ 私とては

田村組との間を明朝に解決する考があり今後其問題の解決につ

いて努力して頂かねばならぬ

高橋 私達の交渉の不備によつてこの結果をたたらしたもので議会の

威信を落し田村組太郎氏と個人的にうすくするもので辞表を

提出する

町長 三人は連叙に努力したであつてこゝで辞表を提出すべき理由はない

田村 自分の発言に對して責任をとる責任を提す

議長 町長は、各議員の意見に「徹固する」の意あるか

議長 是より多摩郡より

では今日の会議では一応徹固として、辞表は本町の議員より各人宛に返す

て頂くこととする

町長 では私があつたりするところとする

場長 先程中へリゲたやうに望島議員が少々全快するとも思はれるので
病室見舞いとしてお菓子より三ッッ系をあげたい
多岐の議員習成する
議長 では私と副議長が御見舞いに行くといたします
議長 肉会とやります

終了 午後五時十分

（Faint vertical lines for additional notes or signatures on the right page of the document.)

昭和	年	月	日	決裁	昭和	年	月	日	発行	淨	寫	校	合
昭和	年	月	日	起案	課	起	案	者					
町長					課長				係主任				
助役					課長				係主任				
福									係員				
第									係員				
号													

年月日

所長名

議決完了

町議会協議会関係について

第三小学校建設貸付金のことについて協議致しまして

明正月十九日午後一時福生町役場にて参集願を通知致す

相成度々

13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1
			大町五分 退席	町五分 出席					三町三分 出席			
船木甚平	村尾種吉	野島毎	貫升伊作	中野七五郎	高橋三郎	瀨古清藏	設樂美知	田村福一	井上頼太郎	森田喜一	石川武雄	田村政一
26	25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14
	町五分 出席				町五分 出席							
高橋彦市	田村利一	西村節	村尾四郎	村野盛一	村野喜平	點沢美代子	森田誠重	田村幾太郎	井梅泰輔	橋本雄一	森田幸藏	並木竹松